

# 日光杉並木街道保存活用計画の概要

教育委員会事務局文化財課

## 1 計画策定の沿革・目的

### (1) 沿革

- ・現在の保存管理計画は、平成4(1992)年3月に策定したもの
- ・日光杉並木街道を取り巻く環境は、計画策定当時とは大きく変化  
→保存活用計画を策定し、街道の保護と活用を計画的かつ効果的に展開

### (2) 目的

- ・日光杉並木街道の保存と活用について、多様な関係機関と連携
- ・具体的な保存・活用施策を展開  
→文化財としての価値を次世代に継承

## 2 日光杉並木街道の概要

### (1) 歴史

- ・松平正綱が、寛永2(1625)年頃、三街道（日光街道、例幣使街道、会津西街道）の両側に杉の植栽を開始し、慶安元(1648)年に完成
- ・徳川家康の霊廟である日光東照宮に寄進

### (2) 文化財指定の状況

- ・大正11(1922)年3月8日 史蹟
- ・昭和27(1952)年3月29日 特別史跡
- ・昭和29(1954)年3月20日 天然記念物
- ・昭和31(1956)年10月31日 特別天然記念物

## 3 日光杉並木街道の本質的価値

- ・並木街道として最も優秀
- ・江戸時代の街道の構成・景観を良好に伝えるもの
- ・寄進碑が残り、歴史的な由来が明確であり、学術上特に重要
- ・日光東照宮へ続く参道としての街道に植栽され、祭祀信仰に関して重要
- ・杉並木として規模・形態とともに希有な存在

## 4 現状と課題

### (1) 保存管理の現状（平成30年度末現在）

#### ① 並木杉現存数

- ・12,225本

#### ② 樹勢回復事業

- |        |                       |                        |                       |
|--------|-----------------------|------------------------|-----------------------|
| ・木柵工法  | (整備) 12,978m          | (改修) 3,928m            | ポカラ工法 219m            |
| ・客土吹付工 | 843m                  | 客土工 697 m <sup>2</sup> | 踏込防止 696m             |
| ・隣接木対策 | 52,380 m <sup>2</sup> | 支障木伐採工                 | 28,800 m <sup>2</sup> |

#### ③ 保護用地公有地化

- ・取得面積 341,795 m<sup>2</sup> (公有化率 46.2%)

#### ④ バイパスの整備に伴う通行止め区間

- ・国道119号：リフレッシュマイロード（野口～瀬川間）の一部(L=0.8km)  
水無～大沢区間(L=0.9km)、七本桜～桜杉区間(L=0.4km)
- ・国道121号：明神～板橋(L=1.0km)

## (2) 保存管理の課題

### ① 公有地化対象地域の見直し

- ・官民境から概ね 20m の範囲は、保全地域として現状変更等の規制の対象
- ・B 地域（保護地域）は、A 地域（特別保護地域）より一段弱い開発規制  
→ 樹根への影響が懸念。公有地化対象地域の見直しが課題

### ② 倒木等による事故の未然防止と安全対策

- ・台風や強風時に倒木や落枝による住家や通行車両への被害が懸念
- ・交通へ影響を及ぼしたり、通行の支障・妨げとなる枝の速やかな伐採が必要  
→ 被害の未然防止のための安全対策が課題

### ③ 杉並木の更新・補植の検討

- ・樹幹の空洞化・腐食化など、杉自体の老化現象が進行
- ・杉並木を維持・更新していくためには、後継木に関する具体的検討が必要  
→ 補植等の実施方法が課題

## (3) 活用の現状

- ・ポカラ整備区間を中心とした鑑賞路は、杉並木の見学や憩いの場として利用
- ・清掃活動や各種マラソン大会等のイベントにも活用

## (4) 活用の課題

- ・歴史的街道であるにも関わらず、知名度不足  
→ 観光資源としての活用が課題

## (5) 整備の現状

- ・バイパス整備、隣接地の公有地化、木柵の整備・改修
- ・鑑賞路整備、公園・駐車場の整備、案内板・説明板の設営

## (6) 整備の課題

- ・街道復元（並木道を往時の姿に戻すこと）の具体的検討が必要  
→ 財源の確保、実施体制などが課題

# 5 基本方針

- ・特別史跡・特別天然記念物の二重指定を受けている貴重な文化遺産である「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」を将来にわたり、守り引き継いでいく。
- ・並木街道としての整備・活用の取組を積極的に展開し、その魅力を国内外に発信することにより、街道が身近で開かれた存在になるように努める。
- ・栃木県、日光市、日光東照宮などの関係機関の役割分担を整理・明確化し、各施策を着実に執行していく体制を構築する。

# 6 保存管理

## (1) 保護対象地域

- 指定地域・・・特別史跡・特別天然記念物としての指定地及び追加指定された地域
- 保全地域・・・現在道路として使用している地域（街道内の道路及び進入路）  
樹根保護のため必要な地域（街道両側概ね 20m の範囲）

## (2) 保護のための地域区分

### 【地域区分】

- A 地域・・・隣接環境の良好な状態を保持し、保護効果が十分期待される地域
- B 地域・・・後背地に家屋等が見られるが、A 地域と同等の保護を必要とする地域
- C 地域・・・杉並木の形跡が認められない地域

---

【B地域における隣接地の追加指定・公有地化の実施】

B地域においても、杉の樹勢保護のため、追加指定（公有地化）を実施【新規】

【B地域からA地域への移行】

並木杉の現存状態、後背地の土地利用状況等により地域区分の見直しを検討

---

(3) 現状変更等の取扱い

【現状変更等の取扱方針】

指定地域における開発行為等・・・現状変更

保全地域における開発行為等・・・保存に影響を及ぼす行為

【安全対策（日常管理）等に伴う現状変更等の取扱い】

倒木被害の未然防止のための行為等について、手続の弾力化の特例を適用【新規】

【不法占用住宅の移転促進】

「日光市空家等の適正管理に関する条例」等による対策が可能な物件については、市と県が連携して対応【新規】

---

(4) 追加指定と公有地化

【計画的追加指定（公有地化）の実施】

追加指定（公有地化）における優先順位を設定（地域区分、開発可能性、買上げ希望の有無など）【新規】

---

(5) 杉並木の維持更新

① 並木杉の保育

ア 安全対策

【指定木の伐採等】

倒木被害の未然防止のためには、ワイヤー架け等を速やかに実施

→現状変更等に係る手続の弾力化の特例の適用により対応【新規】

【指定木の枝の対応】

交通へ影響を及ぼしたり、通行の支障・妨げとなる枝を速やかに伐採

→現状変更等に係る手続の弾力化の特例の適用により対応【新規】

【事故の未然防止のための通行規制】

倒木時のデータ（風向き、風速、積雪など）の蓄積や分析により、基準づくりの可能性を検討【新規】

イ 後継木対策【新規】

【後継木の補植】

・補植の実施主体や実施時期を明らかにした上で、補植本数や補植場所の選定、補植の方法を検討

・補植する杉の種類については、専門家や住民の意見を参考に決定

・苗木育成のボランティアの導入を検討

---

② 生育環境の整備

ア 下草刈りや清掃の定期的実施

・日光杉並木街道保護ボランティアである「杉の並木守」の養成及び活動支援

・社会貢献活動の一環として、企業にも清掃活動の実施を呼びかけ

イ 木柵等の改修

・杉の樹根保護のため、腐食等が激しい木柵については、順次、改修を実施

## 7 活 用

### ①日光市歴史民俗資料館の活用

- ・観光客や地域住民が日光杉並木街道に関する歴史と文化を学習するためのビ  
ジターセンターとして位置づけ
- ・日光杉並木街道に関する各種イベント時や観光ガイド等において紹介【新規】

### ②子どもたちに対する教育の充実

- ・日光杉並木街道を教材とした出前講座を開催
- ・地元の小中学校等における清掃活動の場などを活用し、杉並木保護の理解を促進

## 8 整 備

### ①街道復元

- ・街道復元の対象区間として、バイパス整備に伴う通行止め箇所を検討
- ・モデル的な事業として整備計画を策定【新規】

### ②保護用地の整備活用

- ・「日光杉並木街道保護用地整備構想」の活用方針やゾーン区分を参考
- ・土壌改良や園路の設置など、現況に応じた具体的な活用方法を検討【新規】

### ③観光資源としての整備

- ・街道復元整備計画や保護用地整備構想の実施に併せ、遊歩道や関連施設等を  
整備【新規】
- ・並木寄進碑の風化を防ぐための整備及び観光資源としての活用【新規】
- ・老朽化した説明板等について、構造や規格等の統一を図りながら更新を推進
- ・外国人観光客への便宜供与のため、多言語化への取組【新規】

## 9 運営体制の確立

### (1) 施策の役割分担

各関係機関の役割分担の整理・明確化により、協力体制を構築

### (2) 施策の推進体制

#### 【保護対策連絡協議会の見直し】

合理化のため幹事会と担当者会を統合及び意思決定迅速化のため人員を厳選【新規】

## 10 施策の実施計画の策定・実施・評価

### (1) 施策進行上の確認機能

#### 【各種施策のタイムスケジュールの作成】

- ・各関係機関がタイムスケジュールを作成

#### 【各種施策の進行状況の確認】

- ・各関係機関が相互に各種保護施策の進捗状況を確認・評価
- ・客観性担保のため、必要に応じて学識経験者等が参加

### (2) 保存活用計画の期間

樹勢に関する調査（毎木調査等）と合わせて、10～15年の期間を基本として見直しを実施【新規】